

# 中小事業者エネルギー価格高騰対策支援金

長期化するコロナ禍による影響に加え、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境に置かれている市内事業者の事業継続を支援するため、事業に要するエネルギー経費の一部を補助します。

## 対象者

玉名市内に事業所等を有する中小事業者※（農林水産事業者を除く）のうち、以下の要件にすべて該当する者

- ①法人にあっては登記の本店所在地が、個人事業主にあっては住民票が市内に存すること。
- ②令和3年12月31日以前から事業による収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ③令和4年1月から同年11月までの11か月間に、市内事業所において、事業を実施するために要したエネルギー関連経費の合計額が55万円以上あること。  
（エネルギー関連経費とは、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油をいいます）
- ④市税の滞納がないこと。
- ⑤同一の補助対象経費について、他の補助制度（国、県、市等）による補助金等の交付を受けていないこと。

ただし、上記の条件を満たしても以下の事業者は対象外となります。

- 農林水産事業者 ●公共法人 ●政治団体 ●宗教団体 ●性風俗関連特殊営業及び当該事業に係る接客業務受託営業事業者 ●暴力団関係者

※支援金の対象となる中小事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

## 支援対象経費

令和4年1月から同年11月までの11か月の、市内事業所において事業活動を行うために支出したエネルギー関連経費（電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油及び重油）を支援対象とします。

※原材料としての使用及び販売を目的として購入したものは対象経費となりません。

## 支援金額

- (1) 令和4年1月から同年11月のうち、任意の連続する2か月を選択
- (2) 選択した2か月間におけるエネルギー関連経費の合計額の**1/2の額**（千円未満切捨て）を支援します。

※算出した金額と100万円のいずれか低い方が支援金額となります。

## 申請期間・申請方法

申請期間：**令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）** ※**必着**

申請方法：申請書類を、郵送又は持参により玉名市商工政策課までご提出ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送での申請をお願いします。

- ・1事業者1回限りの申請です。再度の申請は受け付けませんので、領収書等、漏れのないよう十分ご確認のうえ申請してください。
- ・「誓約・同意書」に記載の内容を遵守していただきます。

※申請に必要な書類や制度の詳細等は市HPでご確認ください。